

議案第 6 号

富津市育英資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
富津市育英資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 23 年 11 月 30 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

育英資金の申請者に係る連帯保証人の規定を整備することにより当該債権の適正な管理を行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市育英資金貸与条例の一部を改正する条例

富津市育英資金貸与条例（昭和４７年富津市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第６条中「推せん調書」を「推薦調書」に、「及び戸籍謄本」を「、戸籍謄本その他育英資金貸与申請に必要な書類として教育委員会規則で定めるもの」に、「提出しなければならない」を「申請しなければならない」に改める。

第７条第１項中「連帯保証人２人をたてなければ」を「次に掲げる要件に該当する連帯保証人をそれぞれ１人立てなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 成年者で独立の生計を営み、かつ、債務を弁済する能力を有するもの
- (2) 申請者の扶養義務者

第７条第２項を削る。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２４年１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の第７条の規定は、この条例の施行の日以後の申請から適用し、同日前までの申請については、なお従前の例による。